

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被害を受けた第1号被保険者の介護保険料の減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被害を受けた第1号被保険者に係る介護保険料の減免(以下「減免」という。)の取り扱いに関し、千葉市介護保険条例(平成12年千葉市条例第12号。以下「条例」という。)、千葉市介護保険規則(平成12年千葉市規則第74号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免を受けることができる者)

第2条 減免の対象となる者(以下「減免対象者」という。)は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被害を受けた第1号被保険者とする。

(減免基準)

第3条 減免の基準は、次の各号に該当する第1号被保険者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合 全部
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が、前年中における当該事業収入等の額の10分の3以上である場合 次の区分による

【表1】で算出した対象保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額(【減免額の計算式】 $(A \times B / C) \times d$)

【減免額の計算式】

$\text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額}$ $(A \times B / C) \quad d$
--

【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第1号被保険者の保険料額
B : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額
C : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表 2】

C：前年の合計所得金額	d：軽減又は免除の割合
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8 ※ただし、主たる生計維持者の失業又は事業を廃止したこと等により、当面の間、収入が見込めない場合は、全部

上記の表を適用するに当たり、合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。))のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える者を除く。

(3) 第1号から第2号までの規定に準ずるものとして区長が認める場合 区長が認める額

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、規則別表第2に規定する介護保険料（徴収猶予・減免）申請書を区長（千葉市区長事務委任規則（平成4年千葉市規則第4号）第2条第3項の規定により、市長が特に必要と認めた者に係る減免については、市長）に提出しなければならない。この場合において、前項第2号に規定する減免事由に該当するときには、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少額計算書（別記様式）を添えなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、規則第31条の介護保険料減免決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（令和3年度分の保険料に係る減免基準）

第3条の2 令和3年度分の保険料に係る減免基準は、第3条の規定を準用する。この場合において、第3条第2号中「200万円」とあるのは「210万円」と読み替え、「合計所得金額」の定義は「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の額で、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額」とする。

（令和4年度分の保険料に係る減免基準）

第3条の3 令和4年度分の保険料に係る減免基準は、第3条の規定を準用する。この場合において、第3条第2号中「200万円」とあるのは「210万円」と読み替え、「合計所得金額」の定義は「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の額で、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額」とする。

(適用期間)

第4条 減免の適用期間は、令和2年2月から令和3年3月までとする。

(令和3年度における適用期間)

第4条の2 第4条の規定にかかわらず、令和3年度については、第3条に規定する保険料の減免の適用期間は次のとおりとする。

- (1) 令和3年度分の保険料 令和3年4月から令和4年3月まで
- (2) 令和2年度相当分の保険料 令和3年4月から令和4年3月まで

(令和4年度における適用期間)

第4条の3 第4条の規定にかかわらず、令和4年度については、第3条に規定する保険料の減免の適用期間は次のとおりとする。

- (1) 令和4年度分の保険料 令和4年4月から令和5年3月まで
- (2) 令和3年度相当分の保険料 令和4年4月から令和5年3月まで

(他の要綱との調整)

第5条 新型コロナウイルス感染症の影響で被害を受けた第1号被保険者に係る介護保険料の減免については、千葉市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱（平成12年9月1日施行）が適用される場合においても、本要綱を優先して適用する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同年2月1日以降の保険料について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別記様式)

令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少額計算書

被保険者 住所

氏名

	前年中の 収入金額(A)	前年中の 所得額(B)	収入見込額 (C)	減少額 (D)=(A)-(C)	減少率 (E)=(D)/(A)
事業収入					
不動産収入					
山林収入					
給与収入					
年金収入					
その他					
計					

※(C)は、保険金、損害賠償等により補填される金額を含む。

減少することが見込まれる事業収入等に係る前年中の所得金額の合計 (F) ※(B)のうち減少が見込まれるものの合計	
前年中の合計所得金額 (G)	
減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の、前年中の所得の合計額 (H)=(G)-(F)	
減少することが見込まれる事業収入等に係る前年中の所得金額の合計の、合計所得金額に対する割合 (I)=(F)/(G)	

注意事項

- この計算書は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被害を受けた第1号被保険者の介護保険料減免に関する取扱要綱第3条第1項第2号の規定による、保険料の減免申請に使用します。
- 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方（主たる生計維持者）について提出してください。